

○財務省告示第十一号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十六年十二月十五日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十七年一月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 利付国庫債券（二年）（第三百四
十七回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び財政
の法律及びそ 運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に關す
る法律（平成二十四年法律第百
一号）第二条第一項並びに特別
會計に關する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十七条第
一項及び第六十二条第一項
社債、株式等の振替に關する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし、
価格競争入札において募集
の決定を受けた各申込みの応募

三 振替法の適
用等

四 発行方法

の決定を受けた各申込みの応募

五

方募

入 価 法 入 決 定 の

イ

入 札 発 行 争

ロ

非 競 争 入

ハ

札 発 行 入

ヘ

非 者 特 国 札 非

ニ

争 入 札 発 行 争

六

イ

入 札 発 行 争

行第公必億つ定う額	込募各割各当も各	非下額市札格競とて価
した条のな六千六はづき発法第兆五千九十二億	み限国債市場特別参加者ごとの申	価一を場であって、財務大臣が各国債
利第発財源のの特例に基するため律	の度額市場特。別参加者ごとの申	格を定めると、この発行者（以下「非
付一項のの特例に基するため律	の額の場特。別参加者ごとの申	格競争入札発行者」という。及び
国債に規定に基づき	の額の場特。別参加者ごとの申	格競争入札発行者」という。及び
に規定に基づき	の額の場特。別参加者ごとの申	格競争入札発行者」という。及び
は規定に基づき	の額の場特。別参加者ごとの申	格競争入札発行者」という。及び
額発	の額の場特。別参加者ごとの申	格競争入札発行者」という。及び

九 振替単位

十 一 発行価格日

十 二 発行価格

十 三 発行価格

十 四 発行価格

十 五 発行価格

十 六 発行価格

十 七 発行価格

十 八 発行価格

十 九 発行価格

十 〇 発行価格

十 一 発行価格

十 二 発行価格

十 三 発行価格

十 四 発行価格

十 五 発行価格

十 六 発行価格

十 七 発行価格

十 八 発行価格

十 九 発行価格

十 〇 発行価格

十 一 発行価格

十 二 発行価格

十 三 発行価格

十 四 発行価格

十 五 発行価格

十 六 発行価格

十 七 発行価格

十 八 発行価格

十 九 発行価格

十 〇 発行価格

十 一 発行価格

十 二 発行価格

十 三 発行価格

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。

平成二十六年十二月十五日

額面金額百円につき百円十八銭以上金額百円につき百円十八銭未満金額百円につき百円十八銭

年〇・一パーセント

平成二十七年六月十五日を

期とし、次の算式により算出し

た金額を支払う。ただし、支払

期が銀行休業日に当たるとき

は、その翌営業日に支払う。

は、その翌営業日に支払う。

規定する期日について同じ。

規定する期日について同じ。

毎年六月十五日及び十二月十五

日を支払い、各支払期にお

いて、その日以、前六月間に

る利子を支払う。

平成二十八年十二月十五日

額面金額百円につき百円

十九 十八 十七
払込期日 者 入札参加 払場所 元利金支
平成二十六年十二月十五日 財務大臣から通知を受けた者
日本銀行